総務財政委員会 令和4年2月25·28日

企画経営部 資料2番

所管 企画課

第9号議案 大田区SDGs推進会議条例(案)概要

1 条例制定の理由

2015 年9月に開催された国連サミットにおいて、全会一致で採択されたSDGs (持続可能な開発目標)は、全世界共通の目標であり、大田区においても目標年である 2030 年に向けて積極的にこれを推進する必要がある。

SDGsを着実かつ強力に推進し、もって地域の課題解決及び持続的な発展を目指すため、区長の付属機関として(仮称)大田区SDGs推進会議を設置することとし、会議の設置に関し必要な事項を定めるため、「大田区SDGs推進会議条例」を制定する。

2 制定内容

条例(案)のとおり

3 施行予定年月日

令和4年4月1日

第9号議案

大田区SDG s 推進会議条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区SDG s 推進会議条例

(設置)

第1条 大田区において、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)を着実かつ強力に推進し、もって地域の課題解決及び持続的な発展を目指すため、区長の付属機関として大田区SDGs推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に提言をする。
 - (1) 大田区の特性及び地域課題を踏まえたSDGsの推進に必要な事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 推進会議は、区長が委嘱する委員12名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期 は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第6条 推進会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から推進会議の招集の請求があったときは、 推進会議を招集しなければならない。

(会議)

- 第7条 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

(意見の聴取等)

- 第8条 推進会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の 出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 (会議の公開)
- 第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、推進会議の議決があったときは、 非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

SDGsを着実かつ強力に推進し、地域の課題解決及び持続的な発展を目指すことを目的として、SDGsの推進に必要な事項を調査審議し、提言をする区長の付属機関を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。